

第十三号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項の1中「三十三の五の項」の下に、「三十三の八の項及び三十三の十一の項」を加え、同表の三十三の五の項の1中「登録建築物調査機関」の下に「（三十三の八の項及び三十三の十一の項において「登録建築物調査機関」という。）」を加え、同表の三十三の七の項の次に次のように加える。

三十三の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（三十三の十の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関がその適合を証する書類（三十三の十の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）

イ 住宅部分 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは五千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万二千元、

五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは
 一万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル
 以下のときは二万九千円、二千平方メートルを超え五
 千平方メートル以下のときは五万八千円、五千平方メ
 ートルを超え一万平方メートル以下のときは八万七千
 円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以
 下のときは十万八千円、二万五千平方メートルを超え
 五万平方メートル以下のときは十四万三千円、五万平
 方メートルを超えるときは十七万千円

ロ 非住宅部分 申請に係る非住宅部分の床面積の合計
 が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メ
 ートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千
 円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のと
 きは一万八千円、千平方メートルを超え二千平方メー
 トル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超
 え五千平方メートル以下のときは八万四千円、五千平
 方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十三
 万三千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メー
 トル以下のときは十六万八千円、二万五千平方メー
 トルを超え五万平方メートル以下のときは二十一万円、
 五万平方メートルを超えるときは二十四万四千円

2 その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に
 定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合
 にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額
 との合計額）

イ 住宅部分 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二

百平方メートル以下のときは三万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは八万八千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十四万七千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十三万千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十万千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十五万三千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十四万千円、五万平方メートルを超えるときは五十一万千円

ロ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
(平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令 第一号。三十三の十一の項において「省令」という。) 第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは六万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは九万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十五万三千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十四万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二

<p>三十三の九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項（同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p> <p>三十三の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>万二千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは五十八千円</p> <p>(2) その他の場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは十五万九千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは二十五万六千円、五百平方メートルを超え一千万平方メートル以下のときは二十九万九千円、一千万平方メートルを超え二千万平方メートル以下のときは三十八万四千円、二千万平方メートルを超え五千万平方メートル以下のときは五十四万八千円、五千万平方メートルを超え一千万平方メートル以下のときは六十七万五千円、一千万平方メートルを超え二千万平方メートル以下のときは七十九万八千円、二千万平方メートルを超え五千万平方メートル以下のときは九十一万円、五千万平方メートルを超えるときは百万円</p> <p>三十九の項下欄により算定した額</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千円</p> <p>2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合（1に掲げる場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積</p>
---	---

三十三の十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の八の項下欄1に規定する床面積の合計とみなして同1により算定した額

3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の八の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額

1 建築物エネルギー消費性能基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関がその適合を証する書類の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合には、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）

イ 住宅部分 三十三の八の項下欄1イにより算定した額

ロ 非住宅部分 三十三の八の項下欄1ロにより算定した額

2 その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合には、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）

イ 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万九千円、二百

	<p>平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは四万円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは五万四千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは七万五千元、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十二万四千元、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十六万七千元、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは二十万円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十五万四千元、五万平方メートルを超えるときは二十九万七千元</p> <p>(2) その他の場合 三十三の八の項下欄 2イにより算定した額</p> <p>ロ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省令第一条第一項第一号ロに定める基準による場合 三十三の八の項下欄 2ロ(1)により算定した額</p> <p>(2) その他の場合 三十三の八の項下欄 2ロ(2)により算定した額</p>
--	---

別表第一の百の項中「又は都市の低炭素化の促進に関する法律」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同表の備考に次の二号を加える。

七 この表の三十三の八の項の事務について、一の建築物の全体及びその建築物の一部に關し同時に建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第二十九條第一項の規定に基づく認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積をこの表の三十三の八の項下欄に規定する床面積の合計とみなして同項下欄により算定した額とする。

八 この表の三十三の十の項の事務について、一の建築物の全体及びその建築物の一部に同時に関し建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく変更の認定の申請が行われるときは、当該申請は、当該建築物の全体の変更の認定に係る一件の申請とみなす。この場合において、当該申請に係る手数料の額は、当該建築物の全体の床面積（変更に係る部分に限る。）をこの表の三十三の十の項下欄に規定する計画の変更に係る部分の床面積とみなして同項下欄により算定した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。